

会議名	地域で支える！第一弾 「居宅ケアマネと施設相談員との情報交換会」	<input type="checkbox"/> 全体会 <input checked="" type="checkbox"/> ブロック会 <input type="checkbox"/> 執行部会
開催日	平成 27 年 7 月 3 日 (金) 14:00 ~ 17:00	
場所	横浜市総合医療保険センター 4階 講堂	
参加者	<p>(北ブロック) 20施設 29名</p> <p>葵の園・川崎、青葉の丘、神奈川苑、けいあいの郷今宿、四季の森、新百合ヶ丘つくしの里、ソフィア都筑、都筑シニアセンター、都筑ハートフルステーション、ファイン新横浜、フォーシーズンズヴィラいろいろ、プラチナヴィラ青葉台、ほほえみの郷横浜、三田あすみの丘、みどりの杜、遊花園、横浜茅ヶ崎、よこはま、若葉が丘、プラチナヴィラ宮前、スカイ</p> <p>(居宅介護支援事業所)20居宅 20名</p> <p>～都筑区～</p> <p>中川の郷、ライトハウスケア、ブルーガ、かけはし、わかば、都筑区医師会、ひなたね、安在居宅、グリーン、</p> <p>～港北区～</p> <p>あい愛ケアプラン、ケアセンターステップ、ケアプランソナタ、にじいろ介護サポートセンター、ニチイケアセンター樽町、ハウネス福祉センター、訪問看護ステーションたかた、師岡ケアプランサービス、緑峰会居宅介護支援事業所</p> <p>～青葉区～</p> <p>青葉区メディカルセンター</p> <p style="text-align: right;">以上 49名 記録者:深川 まり子</p>	
内容	<p>司会:南 氏</p> <p>1. 開会の挨拶 遊花園 山根 篤志氏 北ブロック長</p> <p>2. 講師紹介 ソフィア都筑 支援相談員 奈良 修氏 指定居宅介護支援事業所かけはし 主任介護支援専門員 渡會 祥子氏</p> <p>3. 講義内容 本日のテーマ:双方の代表者による業務・役割等の紹介と解説</p> <p>① 「老健の機能・役割・背景について」 奈良氏</p> <p>② 「ケアマネージャー(居宅)の仕事」 渡會氏</p> <p>↓</p> <p>(内容)</p> <p>① 老健とは・相談員の役割とは: 社会的入院を改善、高齢化社会への移行に伴い福祉対策、医療費高騰の抑制⇒診療報酬の定額制導入による老健施設の整備を推進する。老健の位置づけは 1、医療と福祉の中間。 2、施設と家庭の中間。としての「中間施設としての位置付け。」という社会的な位置づけがある。介護保険施設には、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、介護療養型医療施設がある。その中でも老健は、病状が安定期にあり入院治療の必要はなく、リハビリや看護・介護を必要とする要介護者が利用する施設となる。</p> <p>老健の理念と役割には(1、包括的ケアサービス施設 2、リハビリテーション施設 3、在宅復帰施設 4、在宅生活支援施設5、地域に根ざした施設)という役割がある。</p> <p>今回の介護報酬の改訂を受けて、横浜市の介護老人保健施設にて在宅復帰・在宅療養支援機能加算を算定している施設は 50%となった。その為今後老健施設には、在宅復帰、在宅生活支援という機能を地域包括ケアシステムの中で存分に生かすことが必要とされている。</p>	

## 内 容

(老健ソフィア都筑についての紹介を途中入れる。)

入所の段階においては、

内服薬等々で入所がむずかしくなる場合もあるが、内服薬の見直しをかけるなど極力対応するようにして、拒否してはいけないといわれている。入所期間については、特養が決まるまでの入所希望という相談も変わらずに多い。在宅生活をギリギリまで続ける為にも、近隣の介護を必要とする方々やその家族様を老健が支えていく事が大切となる。

②居宅(ケアマネ)の仕事とは:

ケアマネージャーは居宅介護支援事業所に所属しており、本人と家族が自宅で生活したいという希望を支える為のコーディネーター。居宅介護支援事業所に所属しているケアマネージャーは顧客を持つための営業はしてはいけないとされている。初めは介護認定を受けていない方から電話が来る事が多い。

その為、その方々はまず介護保険の申請をしていただかなくてはいけないので、地域ケアプラザや区役所などに連絡を入れていただくように伝える。その後ケアマネージャーを決めるための導入。→アセスメント(ニーズがあるのかどうかをあらかじめする。)→ケアプランの作成。

ケアマネとは、ご本人と家族様が自宅で生活したいという希望を叶える為のコーディネーター役。

問題解決を目指すためには、その方の生活に踏み込んでプライバシーを把握することになるので、介護支援専門員としての倫理綱領が求められる。普段何気なく聞き取っている情報は、重要な個人情報とされているので専門職としての倫理綱領が求められる。

最近の傾向としては、在宅にて看取りを行う方が増えている。⇒病院の在院日数が減った為、治療が無ければすぐ自宅に帰されるということもある。又、末期の癌の方は最初元気でも徐々に苦痛を伴う。ケアマネが利用者様の苦痛を変えてあげることが出来ない。後悔しないよう、在宅にて無理なく生活していただけるために良く話し合っただけ最後の過ごし方を決めていく。

## 4、情報交換会

居宅と老健と半々になるように6グループに分かれ、グループワークを行った。

居宅介護支援事業所⇄老人保健施設 お互いの厳しい現状や困りごと、日頃お互いが疑問に思っている事、老健の入所について、居宅の受け持ち 等々についての意見交換を行う。

老健側が途中席替えをする形にて3回席を替わる。

～それぞれのグループにおいて、出ていた具体的な意見交換の内容～

「居宅ケアマネさんからは、老健にて受け入れを断られた利用者様の具体的なケースを出し、申し込みを断られた理由について、いくつかの老健相談員さんに確認。」

「老健施設に入所中の方で、最後自宅で看取りを希望されている方の受け入れについてケアマネージャーさんに確認。」

「独居、単身者の在宅復帰の担当受け入れについて。」

「老健からの、在宅の訪問リハビリを取り入れているので、在宅復帰者のリハビリを訪問リハビリにて入所中の担当リハビリが訪問をしている。」

「ショートステイの受け入れ書類について、その他送迎や家族付き添いの基準について老健同士確認し合う。」

「居宅ケアマネさんが利用者様とショートステイ先を選ぶ基準は何になるのか、確認。」

内 容

(各グループ発表)

2グループ:

区によって老健施設の入所期間が違う。それが隣あっている区でさえも状況が変わる。例えば港北区は在宅復帰に力を入れている施設が多いが、都筑区の老健は長めな設定となっているように感じる。利用者様にとっては、希望によっては別の区にある施設に申し込まなくてはいけない状況もあると感じた。

5グループ:

老健の相談員と居宅ケアマネとの日頃のやり取りの多くは、ショートステイご利用者の担当者会議などがある。相談員の立場としてはなるべく出席したいと思っているが、用事があり出席出来ない事が多い。⇒そのような場合これから始まるサービスを中心とした会議日程の組み方が可能なのか？又は出席出来なくても大丈夫なものかななどの意見が出された。

6グループ:

居宅介護支援事業者のケアマネが担当している具体的なケースについて、老健で受け入れられるかどうかの話が出ていた。又老健から居宅に担当していただく場合については、どの程度老健で整えれば受け持ちやすいかなどの質問が出された。